

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年5月13日（月）15:40～16:22
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<関係省庁>

芹生 太郎	財務省大臣官房政策金融課 課長
神崎 忠彦	経済産業省中小企業庁金融課 課長
小林 健太	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐
曲淵 季実子	金融庁総合政策局総合政策課 課長補佐

<自治体等>

村本 一博	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当部長
福永 真一	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 特区・規制改革担当部長
中村 香織	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室 国際金融都市総括担当課長

<事務局>

河村 直樹	内閣府地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府地方創生推進事務局 審議官
正田 聡	内閣府地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府地方創生推進事務局 参事官
佐藤 弘毅	内閣府地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大
 - 3 閉会
-

○正田参事官 関係者の方々にはお集まりいただきましたので、早速でございますが、「国家戦略特区ワーキンググループヒアリング」を開始いたします。

本日の議題は「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」ということで、東京都、金融庁にはオンラインで、経済産業省、財務省におかれましては会議に御出席いただいております。

本日の資料は東京都と経済産業省から御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますけれども、まず資料の説明を東京都から3分程度、経済産業省から5分程度で行っていただきたいと思います。その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、これから「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

関係者の皆様、本日は御参加いただきましてありがとうございます。

早速、東京都から御説明をお願いいたします。

○村本部長 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室で国際金融都市を担当しております村本と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、都が目指します「サステナブルな社会を実現するイノベーション・金融ハブ」の実現に向けまして、「信用保証制度等の対象となる金融・保険業の範囲拡大」を提案させていただきます。

資料の2ページを御覧いただければと思います。

信用保証制度は中小企業、小規模事業者の金融円滑化を目的とした公的な保証制度でございます。創業間もない企業を含む全国150万社以上の企業が活用しております。その対象業種でございますが、中小企業信用保険法施行令に規定され、金融・保険業のみが原則利用対象外となっており、利用可能な業種が限定列举されているという状況でございます。資料の右下に条文を記載してございますが、現状、金融・保険業では太字の業種のみが対象とされております。

なお、同様に中小企業等が多く利用する日本政策金融公庫の利用対象業種につきましても同様の体系となっており、金融・保険業のみが原則として政策金融の対象外とされております。

昨今、IT技術等を活用して新しい金融サービスを提供し、生活をより便利で豊かなもの

とする有望なFinTech分野のスタートアップが次々と生まれております。また、激変する経済・金融をめぐる環境を踏まえまして、金融・保険業においては法改正により新たな業種が設けられることも珍しくありません。現に本通常国会におきまして、金融商品取引法の改正案におきまして「非上場有価証券特例仲介等業者」、「投資運用関係業務委託業者」の新設が盛り込まれております。

こうした中、現行の限定列举方式ですと、こうした新興業種を信用保証制度等の対象とすることはできないということになります。日本の金融、経済の持続的な発展のために新設された業種であるにもかかわらず、金融・保険業であるからという理由で政策金融の対象外となってしまう資金調達の選択肢が限られてしまうということは、他業種との整合が取れていないばかりか、新たなイノベーションの芽を摘んでしまう可能性もございます。

また、現行の限定列举方式の場合、利用可能な業種を追加するには、妥当性の審査や政令の改正に時間を要し、特に新興業種の場合は創設されて間もない時期の迅速な対応が困難ということになろうかと思えます。

このため、都は、信用保証の利用対象業種につきまして金融・保険業の中でも利用不可の業種を限定列举するネガティブリスト方式に変更し、利用対象を拡大していくことを提案させていただければと思います。

これによりまして、信用保証制度における金融・保険業の利用対象を明確化、拡大し、新たなイノベーションの創出に向けた支援体制を強化していただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○中川座長　ありがとうございました。

続きまして、経済産業省から御説明をお願いいたします。

○神崎課長　中小企業庁の金融課長でございます。

資料の２ページを御覧ください。

信用補完制度は大きく二つから構成されておまして、下の絵を見ていただくと二つに分かれています。

まず信用保証制度ですけれども、中小企業が金融機関に返済できない場合に保証協会が中小企業に代わって弁済する仕組みになっております。

その下が信用保険制度でして、保証協会が代位弁済した場合に保証協会が日本政策金融公庫から保険金を受け取る仕組みになっております。

それで、先ほど東京都からお話がありましたけれども、信用保険制度は中小企業信用保険法令において対象業種が規定されている。他方で、上の信用保証制度については基本的に予算上の措置でございまして、ある程度柔軟な対応が可能という仕組みになってございます。

３ページを御覧ください。信用保険制度の対象業種の整理になります。

2000年２月までは政令において対象業種を限定列举する形でしたけれども、2000年２月

からは対象外の業種を列挙する形に改正しています。具体的には、農林漁業と金融・保険業が基本的に対象外となっています。

まず農林漁業については農林水産省が別途、信用保証制度を整備していることから対象外としているということ、金融・保険業については次ページで説明いたしますけれども、その多くは貸付事業を営んでいるため対象外としている。

ただ、貸付業務を営んでいない金融保険業については対象としていると、こういう整理になっております。

4 ページを御覧ください。

1. で金融・保険業を基本的に対象外としてきた背景を整理しております。信用保証の目的は、中小企業の資金調達の円滑化であります。仮に貸付業務を営む事業者が信用保証を活用して調達した資金を中小企業に貸し付けた場合、民間金融機関から直接借り入れるよりも中小企業の資金調達コストが上昇する懸念があるため、金融・保険業等を対象外としているということでございます。

他方で③に書いていますが、2023年には産業構造の変化に対応いたしまして金融庁と協議の上で貸付けを行うことが想定されない業種を追加するといった対応を取っております。

それで、2. であります。東京都の御要望を踏まえ、金融業・保険業をネガティブリスト化した場合、当該リストにない新たに生まれた業種は全て信用保証、信用保険の対象となります。

例えば暗号資産ですけれども、これはビットコインの誕生で2009年に使用が開始されておりますが、2017年に資金決済法において暗号資産交換業として規制が始まったという経緯がございます。

なお、暗号資産の貸付けを行う業種もいますので、対象業種とはしておりません。

御要望のネガティブリスト方式では、こういった暗号資産交換業のように対象外とすべき業種が自動的に対象となってしまうため、支援が必要なところを都度判断の上、追加していく現行方式に一定の合理性があると考えています。

5 ページを御覧ください。

他方で、私ども中小企業庁としても東京都の御要望については前向きに対応していきたいと考えております。

その際、①に書いておりますが、どのような金融・保険業であれば信用保証を活用した資金調達ニーズがあるのか、またはどのような仕組みであれば貸付業務を営む業種を排除できるか。こういった点を把握、整理していくことが必要だと考えております。

一旦、6 ページを御覧いただければと思いますけれども、過去同様の御要望に対して国家戦略特区においては信用保証、信用保険制度の対象外とされていた農業について、信用保険制度ではなく信用保証制度上の措置として商工業とともに農業を営む中小企業を対象とすると措置を行っております。法令に基づかない措置のため、課題が発生した場合も柔軟な対応が可能でありまして、この取組は2014年6月に特区としてスタートしております

けれども、2019年からは全国で実施しているものでございます。

これを前提に、5ページにお戻りください。

②でございますけれども、今回もこの農業の取組と同様、まずは信用保証制度上の措置として保証協会が代位弁済した際に国と東京都で一定割合を損失補償する仕組みの創設について東京都、東京信用保証協会、中小企業庁の間で検討、協議を進めてはどうかと私どもは考えております。

その上で、この仕組みを通じてニーズの洗い出しですとか、貸付業務を営む業種をどうやって排除するのか、こういった点について深掘った検討を行っていったらどうかと考えております。

以上でございます。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

私は、提案者の東京都の方にちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今回の御提案は、特に雇用分野において新たな事業はスタートアップなど明示されていると思いますけれども、新しい事業や新たな金融イノベーションというものに速やかに対応していくというようなことの必要性が非常に高いと思うのですが、今の段階で個別ニーズが具体的に あるのかどうかというところをちょっと教えていただきたいのと、もう一つ、やはりネガティブリスト化することによって機動的な対応を迅速に進めることができるということがあると思うのですけれども、現状だとそうした問題以外に、例えば審査の煩雑性とか、頻度の問題とか、何か現状対応で課題となっている点があれば今、御説明いただいた以外に教えていただきたくお願いいたします。

○中村課長 東京都の中村と申します。御質問ありがとうございます。

一つ目の現時点で個別ニーズがあるかということについてですが、これまでも関係者の方々と意見交換などをさせていただく中で、やはり特に多いのはFinTech関係ですね。「IT業です」と言うと当然この制度の対象になるのですけれども、「FinTech関係です」というと「金融業は対象外です」と言われてしまうのですが、「これはどういうことなのでしょう」という御意見を伺うことは従前からありました。

今日の経済産業省様からの御説明の中でも、クレジットカードやプリペイドカード等の業種を対象に追加いただいたとは思いますが、特にこのあたりの分野というのは今後も色々な新しい業種なども設定されていく可能性もあるかと思います。都度、これはどうなるのであろうとか、個別に措置していただくのも一定のお時間がかかると思いますので、そういったところで貸付を行うようなものは除き、「それ以外ののであれば大丈夫です」というような形を制度上措置していただけると、大変利用者の利便にとっても

ありがたいのかなと感じております。

二つ目の御質問についても以上になりますが、よろしいでしょうか。

○菅原委員 分かりました。より予見可能性を高めて迅速に対応したいということですね。

○中村課長 おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○菅原委員 分かりました。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明をそれぞれいただきましてありがとうございます。

経済産業省のほうにお伺いしたい点としまして、今、菅原委員と東京都のほうでもやりとりをしていただいていたとは思いますが、現状で書かれている対象業種、このネガティブ方式の点についてです。いただいた資料の中で金融・保険業ということですが、括弧で抜いていただいているところはあるものの、というところではあります。金融・保険業の中で特に今回問題がある部分が、金融といっても実際には例えば必ずしも貸付けだけに限らないような証券取引なども含めて入っているような部分もあると思います。実際には貸付けと同等の作用を有するようなものだったり、保険に利用する場合はこの二つが結局完全に記述的に全部書き切れないというか、例えば暗号資産の場合ですと暗号資産の貸付けの部分については貸金業の範囲に必ずしも入らないことになると思いますし、NFTであればまたどうなるのかというような話があると思います。若干は広めに書かざるを得ないところはあるのかとは思いますが、例えばその点を種類物等の貸付けのようなことにしたりするとか、暗号資産関係取引のような形で書いていたりとか、そういう形でもう少し具体的に困るであろう場面を金融と言うと若干広過ぎるので、少し絞っていただく可能性などはあるのではないかと思います。このあたりについてはいかがお考えになれますでしょうか。

○神崎課長 お答え申し上げます。

まさに今、委員がおっしゃったお話はあろうかと思えます。他方で、暗号資産のところの例で申し上げますと、逆に2017年以前は暗号資産という概念をどういう形で法令上落とし込んでいくのか、あるいはそういうところが見えてこなかった。この瞬間は暗号資産というものの貸付けを排除していくということはできるのかもしれませんが、今後この暗号資産と同じようなものが生まれてきた場合、どういう形でそういったものを排除していけばいいのかというのはなかなか難しいのではないかと。

そういう中で、私どもは今回、過去農業などでやったような仕組みで、まず信用保証制度という形である程度柔軟にできる枠組みにおいて、実態上どういう形で貸付けを排除していくのか等々を試しにやってみるということをやって、これで色々な課題があれば、その課題をどう解決していくのかということも見えてくるでしょうから、まずは過去農業ですとか一般社団でやったような仕組みでチャレンジして課題の洗い出しを進めてはどう

かという御提案をさせていただいたところでございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

一般論としては前向きな方向でお答えいただいているように思いますし、実際に多分、弊害の認識も私が申し上げたのとそんなに遠いことをおっしゃられているわけでもないように思っております。完全にネガティブリスト化することまでは難しいであろう、ということは分かると思います。

ただ、一方で、もう少し特定することはできるのではないかという中間的なところを落としどころにできる余地はあるのではないかと思います。今後も少しおっしゃっていただいた枠組みを利用するかどうかもあると思いますが、いずれにしても少し明確化していくということがあると思います。

また、暗号資産が新たに出てくる話はおっしゃるとおりあると思います。ただ、一方でこれは何らかの作用として考えた場合に、要するに与信に関わるような取引だったり、貸付けないしはそれに類似するような取引だったり、これが物の場合の貸借みたいなものも一応含めるような形にすることがあるのではないのでしょうか。ほぼあり得る概念として、貸付けに相当するであろう取引を、将来に出るものも含めることができ、基本的にはそこを排除した上であれば、ほかの取引は規制対象から抜けるのではないかと思います。今後になろうかと思いますが、是非御検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○神崎課長　御意見ありがとうございます。

まさに今、委員がおっしゃったようなところを私どもとしては御提案させていただいている東京都と連携してある意味、国家戦略特区で信用保証制度上の措置としてやってみて、ではどういうものを除外すればいいのかが見えてくると思います。あるいは、FinTechというふうに今、東京都はふわっとおっしゃっていますけれども、ではFinTechのうち今、対象となっていないものでどういうところにニーズがあるのかも見えてくると思いますので、ある意味、そういうものを課題の整理をする第一歩としてまず信用保証制度上の措置としてやって、その上でニーズ、あるいは排除できるような方策が見えてくれば次のステップに移っていく。こういうやり方で進めていけないかなというふうに今、考えているところでございます。

○落合座長代理　ありがとうございます。

前向きな方向でコメントもいただいたように思いますので、どうもありがとうございます。

○中川座長　ありがとうございます。

安田委員、お願いします。

○安田委員　どうもありがとうございます。

私のほうから2点、経済産業省に質問があるのですが、まず1点目はポジティブリストに業者を新たに追加する際、どの程度の期間、時間がかかるのかという点ですね。おそらく東京都の今回のリクエストも、ここに非常に手間暇がかかってしまうので、

FinTechの成長を阻害するのではないかというのが背景にあると思うので、仮にこのポジティブリストへの登録が非常にスピーディーに進むのであればネガティブリスト化しなくても東京都の狙いの一部は達成されるかもしれない。

一方で思いますのは、ポジティブとネガティブで期間が違うというのはひょっとしてあるのかもしれないですけども、同様に比較的スピーディーにできるのであれば、東京都が御提案のネガティブリスト化したときにも、何かまずそうな暗号資産の話等が出ていたけれども、あれば速やかにネガティブリストに追加することで経済産業省が懸念されている問題というのも生じないような気もしました。どちらにしましても、大体どれくらいの期間があるかという目安をお答えいただきたいというのが1点目です。

2点目が、現状ポジティブリスト方式を使っている理由として、通し番号6番のところですね。貸付業務というのが一応対象としてフォーカスが当てられているのですが、この1の②の理由について個人的にまだ理解できていないところがあるので教えてください。ここには、「仮に、貸付業務を営む事業者が、信用保証を活用し調達した資金を中小企業に貸し付けた場合、民間金融機関から直接借り入れるよりも、中小企業の資金調達コストが上昇する懸念がある」と書かれているのですけれども、そもそもお金を借りる中小企業の立場からして、民間金融機関から直接借り入れたほうが資金調達コストが安いのであれば、そちらから借りればいいだけの気はするのですが、なぜこれを特段懸念するのかというところがよく理解できていません。

だから、非常に資金調達が難しくて一般的に金利も高いような状況であればこういった点はなきにしもあらずかもしれないのですけれども、現在非常にお金が余っている状況だと思うので、1の②に該当するようなことが果たしてそこまで懸念事項になるのかという点ですね。

それで、これに少し関連して最後の資料の部分ですけども、最終的に2023年度からはクレジットカード会社とか信販会社は追加対象業種に選ばれていますよね。こういったクレジットカード会社が認められているのに、それらの貸付業務が認められないというのは何か大きな理由があるのか。その辺は一見するとかなり似ている業種に見えるわけですけども、明確な違いがあるのであればその点についてもお伺いしたいです。

以上です。

○中川座長　お願いします。

○神崎課長　御指摘ありがとうございます。

まず1点目のどのくらいのスピードで追加できるのかという点でございますけれども、2023年に追加したときは2000年に整理して以降、二十数年ぶりにやったのでそれなりに時間はかかりましたけれども、2023年に追加するときに、こういうふうによれば追加できるという型みたいなものが出来上がっておりますので、このところは相当ニーズがあって、そのニーズを対象業種をしっかりと外縁を決めて整理できるのであれば、これは相当なスピード感を持ってやろうと思えばできると思っております。

特に金融・保険業ということで追加していくということであれば、まさに所管省庁である金融庁と連携してこういう業種を追加しようとなれば、これは相当なスピード感を持ってできると思っております。

2点目として4ページの1.の②のところでございますけれども、おっしゃるとおり今は確かに余っているというところはございますが、今後金利上昇していく懸念もある中で、あくまでも私ども中小企業庁は中小企業の資金調達の円滑化というところが一番大事な目的だと思っております、間に事業者を挟むことによって高いコストで貸すようなケースで、そういった高いコストであっても借りざるを得ない中小企業も出てくるのかもしれませんが、そういった仕組みそのものを中小企業政策で支援していくということは必ずしも適切ではないのかなと考えてございます。

あとは、最後に御指摘いただいたクレジットカードとか信販の部分でございますけれども、私どもはクレジット会社が例えばカードのキャッシングみたいなものでやる場合、これは貸金業として登録を取らないといけないというふうに認識しておりまして、こういった貸金業たるクレジットについてはこの信用保証、信用保険制度の対象外としておりまして、そういった貸金に関わらない部分のクレジットカードだったり、信販だったり、事業だったり、こういったものは対象としているという形でございます。あくまでも業という観点で見たときに、貸金業を行うクレジットカード会社の貸金業部分については対象外としているということになっております。

○安田委員 どうもありがとうございます。

特に最後のクレジットカードの点に関しては非常にクリアになりました。

その上で、やはり1の②のところでもう一点引かかるポイントとして最後にコメントだけ残しておく、仮に貸付業務を営む事業者が信用保証を活用できるようになったとしても、必ず活用しなければいけないわけではないわけですね。貸金業者のほうで自発的にこういった信用保証を活用するかどうかを決められる。もしも経済産業省が御懸念のように、信用保証を活用することによって中小企業への貸付金利等が上がるのであれば、そもそも貸付業務を営む事業者が信用保証を使えるとはいえ、使わないという選択肢を取るのではないかと思います。

それは、自分たちが信用保証を使うことによって貸付金利が上がって、そういった借主の中小企業にも負担が及ぶようなことをあえてするというのがまだ理解できないので、何かそういう資金を貸し付ける事業者の立場というか、インセンティブを考えたときに、本当に1の②が懸念すべき点なのかというのはもう少し整理を個人的にもしたいですし、何か補足の説明があれば書き加えていただけたらと感じました。

以上です。

○神崎課長 御指摘ありがとうございます。

なかなかこの瞬間、委員に分かったと御理解いただけるような説明ができていないのかもしれませんが、中には高い金利であっても借入れをする個人とかもいらっしゃる

わけでした、そういう中で結果としてそれが中小企業のためになるのかという問題意識を我々自身は持っております。

○中川座長 堀委員、お願いします。

○堀委員 私からは東京都に御質問なのですけれども、経済産業省とのやりとりの中で過去に措置した特区措置と同じような信用保証制度上の措置を創設してはどうかというような案というものも御検討いただける用意があるのでしょうか。もしそれが不十分だとすると、何か理由を教えていただけたらと思いました。

○中村課長 東京都の中村と申します。御質問ありがとうございます。

今回のところでは今、委員の先生方からも御質問ですとか御意見がありましたけれども、元々東京都としては制度上、法令上の措置というものを要望させていただいている中で、どうして制度化が難しいのかですとか、そのあたりを今日の委員会、今後も含めてなのかもしれないけれども、まずこちらの御議論をしていただきたいということがありました。

その上で、特区的な措置というのでしょうか。そちらのほうについては例えばどういった仕組みがあるのかですとか、予算措置が必要になるのであればその部分ですとか、そのあたりを一度御説明いただければ大変ありがたいと思っておりますし、まずはお試しでという御説明も本日あったかと思うのですが、どのような状況になったら制度上の措置として取り入れてくださるのかとか、そこに至るまでのメルクマールやスケジュール感もいただいた上で、どれくらい東京都としても御用意できるのかというのは判断をさせていただきたいと思っているところでございます。

○堀委員 承知しました。

そうしますと、特区と同様に信用保証制度の措置を創設する場合、財務省のほうで経済産業省のこの案に対して何か、例えば国として予算を確保する必要性があるのかとか、財務省として何か気になる点がございませうでしょうか。

○芹生課長 財務省の政策金融課長でございます。

この予算の確保という意味では、既存の予算をまずは利用するということだと理解しております。

ただ、私は財務省から来ておりますが、あくまでも予算当局という立場では来てございません。政策金融を所管する立場で本日は参加をしているところです。

それで、先ほど東京都の方がおっしゃられたように、貸付けを行う場合は適用をしないという抜き方について、やはり政令の仕組みとして結構難しいところがあるのではないかと、この信用保険法を共管している立場では若干財務省としても感じております。ここに貸付けと書いていますけれども、これと同等の機能を有するということは、例えば現物先物取引みたいな売買行為でも存在しますし、買切りの行為であるファクタリングのような債権の売買をするような場合というのも、実際には貸付けですとか金融と同等のような役割を果たす場合があるので、これを一概に抜くということが政令上できるかどうか、すなわちそれを行うことによって事業者の方の利便性が高まるかどうかということ

については、やはりもう一段慎重な検討が必要なのではないかというようにお聞きしておりました感じておりました。

以上です。

○堀委員 ごめんなさい。今、聞き漏らしたかもしれないのですが、もう一段慎重な検討というのは、特区上の措置を行うのは今までどおり既存のものをベースにして、法令上の措置を設けるということが一段ハードルが高いのではないかという御指摘でよろしかったですか。

○芹生課長 そういうつもりで申し上げたところです。

○堀委員 そのお答えを前提として、東京都はどのようにお考えか。

ただ、まずは政令について第一義的に要望されるということですか。

○中村課長 そうですね。そういう形のほうが分かりやすいのかなと思っております。

その上で、特区みたいな形のほうがいいのかというのは国の予算のほうのお話もあるかと思しますので、そのあたりの制度の詳細については繰り返しになりますけれども、正式な判断はもうちょっと詳細な御説明をいただいてからなのかなと思っております。

○堀委員 大体、状況は理解いたしました。

○中川座長 ほかに御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

○神崎課長 中小企業庁からよろしいでしょうか。

○中川座長 どうぞ。

○神崎課長 最後に一言でございます。

東京都から、この特区の仕組みについて説明をしてほしいということがありましたので、しっかり説明していきたいと思いますが、私どもからも1点お願いがございまして、FinTechでニーズがあるというお話ですが、これは具体的に今の対象でカバーできていない業種でどういうニーズがあるのか。これも私どもが説明する場で併せて御回答いただければと思います。私ども政策当局としても、ニーズを踏まえた政策立案が一番大事だと思っていますので、私どもが説明する際に併せてそのニーズについて具体的に御提示いただければと考えております。

以上です。

○中川座長 ほかにいかがでしょうか。

今まで御議論いただきましたけれども、御議論をお聞きしておりました、私も安田委員と同じ感想を持っている部分があって、貸付けについては一律対象にしないという理屈がまだいま一つ頭に入ってきていない部分があります。あとは、暗号資産については多分違う懸念から対象にしないということではないかと想像しております。

それで、まずは中小企業庁のほうで特区の信用保証業務を使ってという前向きの御提案をいただいておりますが、やはりネガティブリスト化することは非常に参入に関しての予見可能性が高まる非常に強力な手段であることは間違いないわけでありますので、まずはなぜこの金融・保険業を一律除外しなければならないのかという理屈をもう一度、

安田委員からも御指摘がありましたけれども、何が保護法益なのかということを少し御整理いただいたほうがありがたいと思っております。

その上でということですが、落合委員を始めとした委員の方々が申し上げたのは、おそらくそういう理屈の上で書き切ることが非常に難しいかもしれないけれども、何らかの整理はできるのではないかという道を一度御検討いただいたほうがよろしいのかなと思っております。

それから、その上で東京都におかれましては中小企業庁のほうから御要望がありましたけれども、具体的にニーズが出てきているものにつきましてはそれを整理して情報として提供いただいたほうが、多分両者のお話合いというのは、より進みやすくなるのではないかと思います。

さらに申し上げれば、暗号資産のようになかなか色々難しいなと思われるようなものにつきまして、出てきた段階で排除することができないということについては、それを言い出すとほかの業種につきましても、あるいはほかの金融業に含まれるようなテクノロジーを使った何らかの業態につきましても同じことでありますので、まずは今の段階で何を排除しなければならないのかという理屈をもう一度関係者の皆様方で整理をいただいた上で、ネガティブリスト化というものにつきましてもう一度その整理をしていただければと思っております。

その上で整理できない、あるいは書き切ることが難しいということであれば、具体的に特区の信用保証制度とか、そういうようなものを関係者の皆様で御検討いただければと思っております。

そのほか、御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして「信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大」に関します国家戦略特区ワーキングヒアリングを終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。